

第1回 横浜市保土ヶ谷区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会 議事録	
日 時	令和元年12月16日（月） 11時00分～11時30分
場 所	保土ヶ谷区役所本館2階 202会議室
出席者	【選定委員】 片山委員、志村委員、大尾委員、田中委員、樋口委員、堀委員、渡部委員（50音順）
欠席者	なし
開催形態	公開（傍聴者なし）
議 題	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 会議の公開・非公開（案）について</li> <li>2 選定方法について</li> <li>3 選定スケジュール（案）について</li> <li>4 選定の進め方（案）について</li> <li>5 評価基準項目（案）について</li> <li>6 評価の最低制限基準（案）について</li> <li>7 申請要項（案）について</li> </ol>
決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員長に片山委員を選出。職務代理者には、田中委員を指名。</li> <li>・ 第2回選定委員会は、評価記入以降を非公開と決定。</li> <li>・ 選定スケジュールを決定。</li> <li>・ 選定の進め方を決定</li> <li>・ 評価基準項目を決定。</li> <li>・ 評価の最低制限基準を決定。</li> <li>・ 申請要項を決定。</li> </ul>
議 事	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開会</li> <li>2 委員紹介、定足数確認 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 選定委員7人中7人出席。半数以上の出席により、本委員会は成立。</li> </ul> </li> <li>3 要綱等の確認</li> <li>4 委員長及び職務代理者の選任 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員の互選により、委員長に片山委員を選出。</li> <li>・ 職務代理者は委員長の指名により、田中委員を選出。</li> </ul> </li> <li>5 議題 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 会議の公開・非公開（案）について <ul style="list-style-type: none"> <li>事務局の提案を審議し、事務局案のとおり決定した。</li> <li>・ 第1回選定委員会は全て公開とし、第2回選定委員会は評価記入以降を非公開とする。</li> </ul> </li> <li>(2) 選定方法について <ul style="list-style-type: none"> <li>事務局より説明。</li> <li>・ 第4期指定管理者の選定を、社会福祉法人横浜市保土ヶ谷区社会福祉協議会を前提とした非公募とする。</li> </ul> </li> <li>(3) 選定スケジュール（案）について <ul style="list-style-type: none"> <li>事務局の提案を審議し、事務局案のとおり決定した。</li> <li>・ 申請要項配布期間は令和元年1月8日から2月26日までとする。</li> <li>・ 申請要項配布期間内に質問受付、質問への回答を実施する。</li> </ul> </li> </ol> </li> </ol>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2回選定委員会は4月下旬に実施。詳細は、申請団体に別途連絡する。</li> </ul> <p>(4) 選定の進め方(案)について</p> <p>事務局の提案を審議し、事務局案のとおり決定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・選定にあたっては、申請書類及び第2回選定委員会で実施するプレゼンテーションの内容によって総合的に審査する。</li> <li>・選定委員のうち財務に関する有識者は、健康福祉局による外部評価の結果を参考にして評価を行い、その評価結果及びその評価を付けた理由を選定委員会で共有するものとする。財務に関する有識者以外の選定委員は、その評価結果及びその評価を付けた理由を参考にして、各自評価を実施する。</li> <li>・第2回選定委員会後、申請者に対して速やかに結果を通知する。また、区のウェブサイトに掲載し公表する。</li> </ul> <p>(5) 評価基準項目(案)について</p> <p>事務局の提案を審議し、事務局案のとおり決定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全体で230点満点とし、各項目を5段階評価で採点する。</li> </ul> <p>(6) 評価の最低制限基準(案)について</p> <p>事務局の提案を審議し、事務局案のとおり決定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・最低制限基準は出席している選定委員の評価点数合計の60%とする。</li> <li>・申請団体の評価が最低制限基準に満たなかった場合には、申請団体に申請内容の補正を指示する。</li> </ul> <p>(7) 申請要項(案)について</p> <p>事務局の提案を審議し、事務局案のとおり決定した。</p> <p>詳細の最終確認は委員長に一任とした。</p> <p>6 その他(事務局より)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議事録は、区のウェブサイトに掲載する。</li> <li>・守秘義務と申請団体への接触の制限について確認。</li> </ul>
資 料	<p>資料1 横浜市保土ヶ谷区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会 委員名簿</p> <p>資料2 横浜市福祉保健活動拠点条例(抜粋)</p> <p>資料3 横浜市保土ヶ谷区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会運営要綱</p> <p>資料4 横浜市保土ヶ谷区における福祉保健活動拠点の指定管理者の選定等に関する要綱</p> <p>資料5 会議の公開・非公開について(案)</p> <p>資料6 「区福祉保健活動拠点」の次期指定管理者の選定方法について (令和元年9月11日健康福祉・医療委員会資料)</p> <p>資料7 選定スケジュール(案)</p> <p>資料8 選定の進め方について(案)</p> <p>資料9 評価基準項目について(案)</p> <p>資料10 評価の最低制限基準について(案)</p> <p>資料11 横浜市保土ヶ谷区福祉保健活動拠点指定管理者申請要項、申請書類(案)</p>